

# 女性の年金

## 生き方で変わる年金受給額



### 自分の年金知ってますか

女性は男性に比べ、働き方やその期間が結婚、出産、子育てなどにより大きく左右される場合が多く、加入する年金の種類もその度が変わります。

第3号被保険者の場合は、夫が離職した時は第1号被保険者となり、夫が再就職すると第1号または第3号被保険者になります。(左図参照)

働き続けている人は第1号または第2号被保険者ですが、扶養される期間

は第3号被保険者になります。

第1号被保険者の方は保険料徴収のお知らせが届きますが、あなたの年金はこうなっていますというお知らせが届きません。年金の確認や申告は自分でしましょう。

### 女性の間の不公平感

片働きの厚生年金加入者の配偶者は、保険料を負担しなくても、基礎年金が受け取れます。(サラリーマンの妻は、保険料を払わなくても、国民年金がもらえるというもの)

これは、近頃議論になり、第3号被保険者も保険料を払うべきではないかという、制度の改訂の動きがありました。第3号被保険者の中には、年収130万円未満の範囲で働いている人もあり、年金権を持つことはできるともみられていて、働き続けている女性から、

以前よりこれらの不公平を是正することが求められてきました。

### うっかりしていたら大変です 一度確認してみましょう

第3号被保険者であった人が、離婚や配偶者の転職、離職などで第1号被保険者に切り替わる時は、自分で届け出をしなければなりません。知らないまま、年金の空白期間ができてしまう人が多く問題となり、2002年4月から、企業が届け出をすることになりました。

しかし、2002年4月以前については、手続きがされているかどうか、各々で確認する必要があると思われます。

最低25年間の加入期間(保険料納付期間)が必要など、年金受給資格についてはさまざまな条件があります。

自分の加入期間、受給資格を社会保険事務所で調べてみませんか。心配のない人も、いま一度確認してみてはいかがでしょうか。

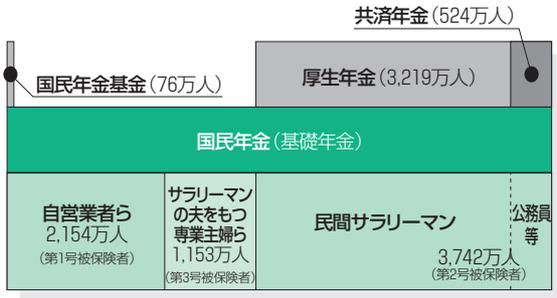
### 生き方と年金生活を選ぶのは若いうちに

女性は扶養の範囲で自由な働き方ができる、働く働かないは選択しているという意見がありますが、独立した年金権をもっていないともいえるのではないのでしょうか。

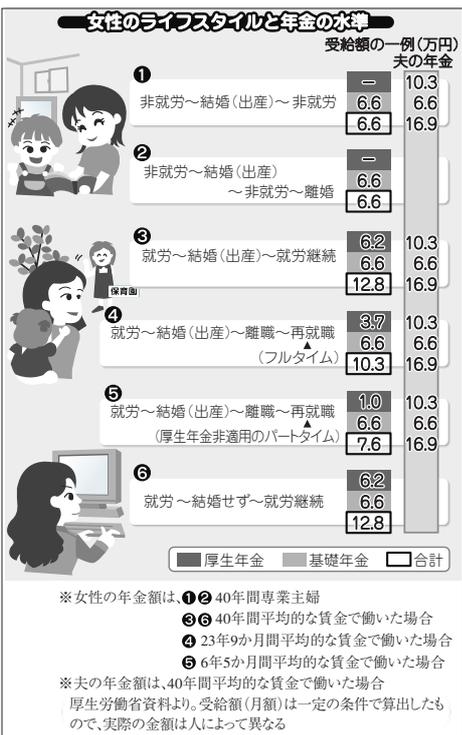
配偶者控除の上限をさらに上げてほしいという声もあります。しかし、これは独立した人間の権利を放棄することにつながると思われまます。

どのように生きていくかが、自分自身の老後を大きく左右することを認識したいものです。

年金制度の体系(平成13年3月末現在) 厚生労働白書(14)より



- 第1号被保険者**  
20歳以上60歳未満の自営業者、農業者。保険料は定額月額13,300円
- 第2号被保険者**  
民間被用者、公務員等。保険料は報酬額に比例。厚生年金保険料率:17.35%  
報酬ベースは13.58%  
(2号と3号の基礎年金及び厚生年金  
保健(報酬比例分)に充当  
労使折半で保険料を負担)
- 第3号被保険者**  
民間被用者、公務員等に扶養されてる配偶者。被保険者本人は負担を要しない。配偶者の加入している年金の保険者が負担



出所 読売新聞2003年4月29日付

■手続き・問い合わせ先  
武蔵野社会保険事務所 ☎0422(56)1411  
■社会保険庁国民年金ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/>